

特定健診・特定保健指導を必ず受けましょう！

特定健診は、40 歳以上の組合加入者は全員が受診対象となります。

当組合が費用補助をしている「生活習慣病健診」「人間ドック」「婦人健診」は、特定健診の検査を兼ねた健診となっております。当組合の健診をご利用されない場合、事業所様で実施している定期健康診断（法定健診）の結果と一緒に問診 22 項目をご提出いただくことで、特定健診を受診したことになります。定期健康診断を実施されている事業所様は結果提供のご協力をお願いいたします。なお、定期健康診断に特定健診詳細項目を追加し実施された事業所様には、その検査項目の費用を補助いたします。

	被保険者（任意継続者除く）	被扶養者および任意継続者
対象者	実施年度内（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）に 40～75 歳となる被保険者及び被扶養者で、かつ該当実施年度の一年間を通じて当組合に加入している方。 ただし、以下の方は対象外となります。 ① 年度途中での加入・脱退（4 月 2 日以降に加入された方は対象外となります） ② 妊産婦（妊婦および産後一年未満の方） ③ 海外在住者 ④ 長期入院（6 ヶ月以上継続入院されている方） ⑤ 障害施設・介護施設入所者	
健診種別	下記いずれかの健診を受診すると特定健診を受診したことになります。	
	・生活習慣病健診 ・婦人健診 ・巡回レディース健診 ・人間ドック ・定期健康診断＋問診 22 項目の提出 （※定期健康診断に特定健診詳細項目を追加した場合も含む。）	・生活習慣病健診 ・婦人健診 ・巡回レディース健診 ・人間ドック ・集合契約による特定健診 ・パート先などで受診した健康診断結果＋問診 22 項目の提出

申込方法 および受 診方法	<生活習慣病健診・婦人健診・人間ドック> 組合 HP に掲載されている直接契約健診機関に直接予約をとり、受診者本人が自身の「健康マイポータル」から申請、もしくは事業所担当者経由で組合へメールにて名簿を提出します。 <巡回レディース健診> 毎年5月に会場一覧と申込用紙が HP に掲載されます。日程および開催場所を選び委託機関へ申込ます。後日、予約確定確認メールまたは予約受理ハガキが届いたら予約完了です。 <定期健診＋特定健診詳細項目の追加> 健診受診後、「受診者名簿兼請求書」に追加した検査項目の費用が判る領収書を添付して組合へ提出。その際、問診 22 項目と健診結果の写しも提出します。	<生活習慣病健診・婦人健診・人間ドック> 組合 HP に掲載されている直接契約健診機関に直接予約をとり、受診者本人が自身の「健康マイポータル」から申請、もしくは組合指定の申込書に記入をし、組合へ FAX または郵送します。 <巡回レディース健診> 毎年5月に会場一覧と申込用紙の入ったパンフレットが配布されます。日程および開催場所を選び委託機関へ申込ます。後日、予約確定確認メールまたは予約受理ハガキが届いたら予約完了です。 <集合契約による特定健診> 対象者には、6月に健診の案内が配布されます。受診希望先を選んで、直接予約をとり、受診者本人が自身の「健康マイポータル」から申請し受診券を印刷、もしくは組合へ受診券発行を依頼し受診券を取得します。受診の際は、受診券を健診機関受付窓口提出します。
------------------------------	--	---

なお、特定健診受診結果で特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）に該当した方には、「特定保健指導実施のご案内」を事業所様経由または対象者個人宛に送付いたします。特定保健指導を受ける機会を増やすため、可能な限り就業時間中における特定保健指導実施ができるよう、各事業所様にはご配慮いただきますようお願いいたします。

特定健診受診率および特定保健指導の実施率は、「後期高齢者支援金」の加算・減算に反映され、健保組合の財政に影響を与えることになりますので、必ず特定健診・特定保健指導を受診ください。